～人と街をつなぎ「暮らし」を創る～

# 宅建だより 苫小牧

No. ３５４号
2018年 2月20日 発行
(公社)北海道宅地建物取引業協会苫小牧支部
苫小牧市表町5丁目10番7号
TEL(0144)33－9383　FAX(0144)32－2568

## 新年交礼会盛会に終了

1月24日苫小牧支部新年交礼会をグランドホテルニュー王子若草の間で開催いたしました。41社、76名の参加者で大変にぎわった会場内では、各テーブルで和やかに新年の挨拶を交わす光景が見られました。

今成支部長の歌のご披露もあり、一年の始まりを大いに盛り上げてくださいました。

## 苫小牧市への要望書の回答について

1月号でお知らせいたしました要望内容について、苫小牧市役所の関係各部署より回答がありましたので一部掲載いたします。

要望書の内容及び回答全文は支部事務所で閲覧していただけます。

**空家等対策に関わる助成金の新設について**

**市民生活部市民生活課　担当**

**(回答)**

解体に対する助成金につきましては、昨年度実施した空き家所有者に対する意向調査の結果、解体に関するニーズが非常に高いことや、周辺住民の環境整備につながることなどから、今後、制度設計や仕組み作りに向けて、具体的な検討を進めてまいります。

又、解体に対する助成金以外の助成金の新設についてですが、空家の改修に対する助成金については、従前からの市の他部署で行っております、自己居住予定の空家を含む住宅の耐震改修やリフォームに関する制度の周知と利用の促進を図ってまいります。

空き家の取得に対する助成金及び、その他空家を店舗や集会所として利活用する際の改修費用などに対する助成金については、地域資源を活用し地域の活性化を図れる一方で、空家の購入に助成を行うことは、個人資産の取得に対して公金を投入することにつながるため、こうした助成金の創設に関しては、熟考を重ねていかなければならないものと考えております。

## 研修会資料　配布します

第3回研修会で使用した資料がありますので、ご希望の方に配布いたします。2020 年 4 月の民法(債権法)の改正点を賃貸管理・契約それぞれにまとめたパンフレットです。施行前からの準備にご活用ください。

## --宅建士証の変更お忘れなく---

住居表示、転居等により宅建士証の記載事項に変更がある場合は変更手続きをお願いいたします。 法定講習の案内等の送付ができずに宅建士証の有効期限が切れることがありますのでご注意ください。

変更届の申請中は宅建士証をお預かりすることがあります。

宅建士証が手元にない間は、重要事項説明ができなくなりますので契約等の時期をご確認の上ご準備ください。

## 会員動向　　会員数　128社

代表者の変更(準会員)

| 商号･名称 | 変更後 | 変更前 |
|---|---|---|
| ㈱土屋ホーム不動産苫小牧営業所 | 下 保 達 也 | 伊 藤 好 則 |

宅建士の変更

| 商号･名称 | 変更後(従事することになった) | 変更前(従事しなくなった) |
|---|---|---|
| ㈱土屋ホーム不動産苫小牧営業所 | 下保達也(石狩 16335) | 伊藤好則(石狩 14263) |
| ㈱土屋ホーム苫小牧支店 | 高部　晋(石狩 19251) | 岩崎和恵(石狩 18810) |
| ㈱常口アトム苫小牧支店 | | 加賀谷　宙(石狩 18016) |

従事者の変更

| 商号･名称 | 変更後(従事することになった) | 変更前(従事しなくなった) |
|---|---|---|
| ㈱FP総合相談センター | 千嶋瑞恵(1504006) | 成田晴美(4504002) |
| | 加藤春花(1504007) | |
| | 中垣初美(1504008) | |
| 苫進産業㈱ | 山下禮子(190109) | |
| エイシン不動産㈱ | 堀川洋美(190115) | |

お預かりする個人情報は協会規定に基づいて取り扱います

## 業務報告

1／24　第８回運営委員会　　支部事務所
1／24　平成３１年新年交礼会　　グランドホテルニュー王子

## 相談業務報告

１月に苫小牧支部に寄せられた相談
一般相談者：２件　会員業者：１件　　計：３件

## 全宅連書式ダウンロードの登録について

全宅連の各種書式(媒介契約書･重要事項説明書･売買契約書等)のダウンロードについて新たな会員認証システムを導入し、ID･パスワードを会員本店･支店ごとに付与する手続きを開始いたしました。

まだ新しいID･パスワードをお持ちでない方は画面上の「新規登録」より手続きを行ってください。

全宅連　書式ダウンロードサイト

https://www.zentaku.or.jp/member/download/

チャレンジ宅建　(2018年度　出題)

問題：相続に関する記述について、民法の規定及び判例によれば
連帯債務者の一人が死亡し、その相続人が複数ある場合、相続人らは被相続人の
責務の分割されたものを承継し、各自が承継した範囲において、連帯債務者となる。

○

相続人らは、被相続人の債務の分割されたものを
承継し、その承継した債務の範囲内において
本来の債務者とともに連帯債務者となる。